

6.職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一般行政部門	議会	2	2	0	退職(▲7) 人事異動(2) 会計部門変更(6)
	総務	21	18	▲3	
	税務	12	6	▲6	
	民生	8	17	9	
	衛生	5	7	2	
	農林	7	6	▲1	
	商工	8	7	▲1	
	土木	10	11	1	
小計	73	74	1		
特別行政部門	教育	19	10	▲9	退職(▲1) 会計部門変更(▲6) 人事異動(▲2)
	小計	19	10	▲9	
公営企業	病院	17	16	0	退職(▲3) 新規採用(2)
	下水	1	1		
小計	18	17	▲1		
合計		110 [120]	101 [120]	▲9	

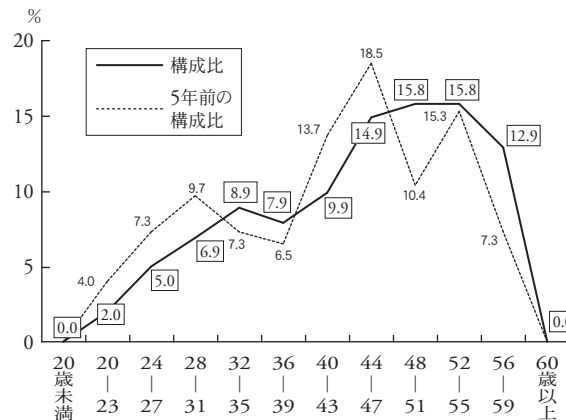
5.特別職の報酬等の状況 (20年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 697,000 円
	副町長 554,000 円
報酬	議長 254,000 円
	副議長 197,000 円
	議員 170,000 円
期末手当	(19年度支給割合) 4.5月分
	(算定方式) (支給時期) 町長 21.252月分 任期满了時 副町長 13.420月分 北海道市町村職員退職手当組合より支給

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳
職員数	0人	2人	5人	7人	9人	8人
区分	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	計
職員数	10人	15人	16人	16人	13人	101人



(3) 定員適正化計画の数値目標 (定員適正化目標)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	12人削減

(注) 東川町新行財政改革大綱(案)より

○定員適正化計画の年次別進直状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

部門	区分	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H17~22年計	(参考)数値目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政部門	職員数	78	76	78				-	
	増減		△2	2				0	
教育部門	職員数	16	16	14				-	
	増減			△2				△2	
公営企業等 会計部門	職員数	20	18	19				-	
	増減		△2	1				△1	
計	職員数	114	110	111				-	102
	増減		△4	1				△3(25%)	△12

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間である。
2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
3 増減は、各年の欄にあっては、対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員数増減の累計を示す。

(3) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績 (19年度決算)	8,199 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	630,715 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (19年度)	12.8 %	
手当の種類 (手当数)	4	
手当の名称	支給範囲	左記職員に対する支給単価
往診手当	東川町立診療所に勤務する医師たる職員が往診に従事したとき	時間内にあつては点数表定額の4割相当額、時間外にあつては点数表定額の6割相当額
夜間看護手当	東川町立診療所に勤務する看護師たる職員が深夜の勤務に従事したとき	深夜勤務1回につき 3,300円
放射線業務従事手当	東川町立診療所に勤務し専ら放射線の作業に従事するもの(管理職を除く)	診療放射線技師 月額 8,000円
医学研究予防業務手当	東川町立診療所に勤務する医師たる職員が公衆衛生向上のため必要な研究調査や保健予防業務に従事したとき	所長 月額 300,000円 副所長 月額 280,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	8,380 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	144 千円

(5) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ		千円 13,130	円 257,460
住居手当	家賃の額が12,000円を超える借家等の場合、家賃の額に応じて町内25,500円、町外22,000円を限度に支給	やや異なる	自宅の場合 7,000円	千円 10,545	円 155,085
通勤手当	交通機関利用者 1ヶ月当たりの運賃相当額55,000円を限度に支給 通勤距離に応じて2,000円～4,100円の範囲で支給	やや異なる	町外 4,100円	千円 2,028	円 78,000
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	やや異なる	課長等級9% 課長補佐等級7%	千円 12,645	円 341,771
寒冷地手当	世帯の区分や扶養親族の数などに応じて支給 51,700円～131,900円 (毎年11月から翌年3月までの各月に支給)	同じ		千円 9,462	円 112,647
児童手当	小学校第6学年終了前の児童を養育している職員に支給	同じ		千円 2,740	円 144,210
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給 札幌市 3%	同じ		千円 110	円 9,203